

## 広島障害者職業能力開発校庁舎施設における自動販売機の必要経費の取扱いについて

広島障害者職業能力開発校

### 1 負担電気料金

[計算式]

$$\text{負担電気料金} = \text{電気料金} \times \frac{\text{自動販売機の容量} \times \text{使用時間}}{\text{全体の電気使用量}}$$

[計算例]

10月中の施設全体の電気料金 15,714,090 円

10月中の施設全体の電気使用量 1,047,997 Kw

自動販売機の1時間当たりの定格消費電力 650Wh

自動販売機の設置日数 31日

計算式

$$15,714,090 \text{ (円)} \times 0.65 \text{ (Kwh)} \times 0.5 \text{ (運転率)} \times 31 \text{ (日)} \times 24 \text{ (時間)} \div 1,047,997 \text{ (Kw)} = 3625.64 \text{ 円}$$

[用語の定義]

ア 負担電気料金とは使用者が負担すべき、月ごとの電気料金をいう。

イ 電気料金とは、施設全体で使用した月ごとの電気料金をいう。

ウ 自動販売機の容量とは、1時間当たりの定格消費電力(各自動販売機が安定的に運転した場合の最大の消費電力で、販売機本体に貼ってあるスペック表で確認可能。60Hz(ヘルツ)用を適用し、電熱装置定格消費電力は含めない。)に※運転率0.5を乗じたものをいう。ただし、煙草等の冷暖温機能のないものについては運転率を1.0とする。

※ 冷暖温機能のある自動販売機は、冷却又は加温時はほぼ定格消費電力で稼動するが、一定温度に達した後は保温運転となるため、消費電力割合を0.5とするもの。

エ 使用時間とは、自動販売機の設置日数に24(時間)を乗じたものをいう。

オ 全体の電気使用量とは、施設全体で使用した月ごとの電気使用量をいう。